

○九度山町子ども医療費の支給に関する条例

平成20年12月24日条例第16号

改正

平成23年6月24日条例第10号

令和4年12月21日条例第30号

九度山町子ども医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を支給することにより、子どもの健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「保護者」とは、親権を行う者その他の者で、子どもを現に監護し、生計を維持している者をいう。
- (3) 「医療費」とは、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に規定する医療に要する費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金を除く。）をいう。
- (4) 「一部負担金等」とは、子どもに係る医療費のうち、医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、医療保険各法の規定により負担すべき額をいう。
- (5) 「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局又はその他のものをいう。

(支給対象者)

第3条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者は、本町の区域内に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者である子ども（以下「対象児」という。）の保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費を支給される者は除く。

(受給資格の認定)

第4条 子ども医療費の支給を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、町長に子ども医療費の受給資格の申請をし、その認定を受けなければならない。

(受給者証)

第5条 町長は、前条に定める認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し受給者証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する子ども（以下「給付対象者」という。）が医療機関等で医療の給付を受けるときは、受給者証を提示するものとする。

(支給)

第6条 町長は、受給資格者が対象児に係る一部負担金等を医療機関等に支払った場合において、当該支払額を支給するものとする。

2 医療保険各法に基づく規約若しくは定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべき子ども医療費は、当該給付

を受け、又は受ける額を控除した額とする。

(支給の方法)

第7条 前条に規定する支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、対象児の保険給付を受けた日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、子ども医療費を支給するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、医療保険各法の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて又は直接医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費を支給したものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、子ども医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から既に支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月24日条例第10号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月21日条例第30号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の九度山町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療費の支給について適用し、施行日前に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年九度山町条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「九度山町就学児医療費の支給に関する条例(平成20年九度山町条例第16号)による就学児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの」を「九度山町子ども医療費の支給に関する条例(平成20年九度山町条例第16号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの」に改める。